

北勢線事業運営協議会規約

(名称)

第1条 この会は、北勢線事業運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この規約は、北勢線事業の運営に関する協定書（令和4年1月19日締結、以下「協定書」という。）第5条第2項の規定に基づき、北勢線事業の運営管理及び利用促進事業を実施することを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、桑名市、いなべ市、東員町（以下「関係市町」という。）並びに三岐鉄道株式会社をもって構成する。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 北勢線事業の運営管理に関する事項
- (2) 北勢線事業の利用促進事業に関する事項
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第5条 協議会は、別表1に掲げる委員で組織する。

- 2 協議会に会長を置くこととする。
- 3 会長の任期は、協定書第2条第1項の期間とし、桑名市が担当する。

(構成自治体会議)

第6条 協議会に、構成自治体会議（以下「自治体会議」という。）を設置する。

- 2 自治体会議は、別表2に掲げる委員で組織する。
- 3 自治体会議の議長は、会長が務める。
- 4 会長は、必要に応じて協議会開催の前に委員を招集し、必要事項について協議する。

(専門委員会)

第7条 協議会に、北勢線事業専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置し、6名以内の委員で構成する。

- 2 専門委員会は、別表3に掲げる委員で組織する。
- 3 専門委員会の運営に関する必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、北勢線対策室を設置する。

- 2 事務局長は、事務を所管する所属長の職にある者を充てる。
- 3 北勢線対策室の運営等に関する事項は、協議会の会議に諮って定める。

(幹事会)

第9条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表4に掲げる幹事をもってこれに充てる。
- 3 幹事会は、必要に応じて事務局長が招集し、必要事項について協議を行い会長に報告するものとする。
- 4 幹事会は、必要に応じて課長会及び担当者会を招集し、必要事項について検討を指示し、幹事会へ報告させるものとする。
- 5 前項の会議で協議が整った事項については、幹事会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。
- 6 幹事会は、専門的知識を有する者からの意見の聴取等を行うため、別表第5に掲げるオブザーバーを置き、資料を提出させ、または幹事会へ出席を依頼し、助言等を求めるものとする。

(部課長会)

第10条 自治体会議の円滑な運営を行うため、部課長会を置く。

- 2 別表4のうち市町の管理職級職員により、部課長会を組織する。
- 3 部課長会は、必要に応じて事務局長が招集し、必要事項について協議を行い会長に報告するものとする。

(会議)

第11条 協議会は、会長が招集し、第4条各号について協議、決定する。

- 2 協議会の議長は、会長が務める。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費については、別に定める負担割合により、関係市町が負担するものとする。

- 2 関係市町は、前項に規定する負担金を毎年度5月末日までに協議会に納めなけれ

ばならない。

(会計)

第13条 協議会の予算は、前条の規定により交付される負担金及びその他の収入を歳入とし、協議会の執行するすべての経費をその歳出とする。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

3 毎会計年度終了後、2ヶ月以内に決算を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(費用弁償等)

第14条 専門委員会の委員及びその他関係者の出席を求めた場合は、その職務を行うために費用弁償を支払うことができる。

(監事)

第15条 協議会の会計を監査するため、監事1人を置く。

2 監事は、会長が、公認会計士、税理士その他監査に精通しているもののうちから、これを選任する。

3 監事の任期は、協定書第2条第1項に定める期間とする。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が必要なくなった場合においては、関係市町が協議する。この場合において、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長が決算する。

(関係機関の協力)

第17条 協議会は、第2条の目的を完遂するため、関係機関の協力を求めることができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和5年4月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和5年5月23日から施行する。

別表1 (第5条関係)

役 職	
委 員	桑名市長
	いなべ市長
	東員町長
	三岐鉄道株式会社代表取締役社長

別表2 (第6条関係)

役 職	
委 員	桑名市長
	いなべ市長
	東員町長

別表3 (第7条関係)

役 職	
委 員	学識経験者
	弁護士
	公認会計士・税理士
	三重県(公共交通担当者)

別表4 (第9条関係)

役 職	
幹 事	桑名市市長公室長
	桑名市市長公室政策創造課長
	桑名市市長公室政策創造課M a a S推進室長
	いなべ市都市整備部長
	いなべ市都市整備部交通政策課長
	東員町政策課長
	東員町政策課副課長
	三岐鉄道株式会社取締役常務執行役員鉄道部長
	三岐鉄道株式会社鉄道部次長
	三岐鉄道株式会社鉄道部運輸課長

別表5 (第9条関係)

役 職	
オブザーバー	国土交通省中部運輸局鉄道部計画課長